

介護サービス・介護予防サービスが利用できます

介護保険のサービスでは、要介護1～5の方は介護サービスを、要支援1・2の方は介護予防サービス及びサービス・活動を利用できます。

サービスを利用する時は、「■サービス費用のめやす」の1～3割が自己負担となります。該当する負担割合を調べるには、P7の表をご確認ください。

在宅サービス 一種類と費用のめやす

訪問を受けて利用する

要介護1～5の方

訪問介護(ホームヘルプ)

介護等を必要と認定された方の家庭をホームヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつなどを介助する「身体介護」や、掃除・洗濯・買い物・調理などの「生活援助」を介護サービス計画(ケアプラン)に沿って行います。

なお、利用者以外のためのお手伝いはサービスの対象となりません。(本人以外のための掃除、庭の草むしり、除雪など)

■サービス費用のめやす

身体介護

20分未満	1,630円
20分以上30分未満	2,440円
30分以上1時間未満	3,870円
1時間以上	5,670円

生活援助

20分以上45分未満	1,790円
45分以上	2,220円
(早朝、夜間、深夜などの加算あり)	

通院等のための乗車降車の介助

970円/回
(移送にかかる費用は別途自己負担)

要介護1～5の方

訪問入浴介護

家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴できるのが訪問入浴介護です。利用の対象となるのは主に次の場合です。

- ・病気などのため、通所介護施設などで入浴することが難しい。
- ・病気などのため、自宅の浴槽で入浴することが難しい。
- ・自宅に風呂が無く、病気などのため外出も難しい。

なお、入浴は身体に負担がかかるため、利用にあたっては、あらかじめ主治医の許可をとることが必要です。

■サービス費用のめやす

12,660円/回

要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

サービス内容は「訪問入浴介護」と同じですが、要支援1・2の認定を受けている方の状態の悪化を出来る限り予防することに重点を置いています。



■サービス費用のめやす

8,560円/回

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション

通院してリハビリを受けることが困難な方に対して、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などが自宅に訪問し、それぞれの状況に応じた訓練や精神的サポートなどのリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす 3,080円/回

訪問看護

病気や障がいを持った方が住み慣れたご家庭で、その方らしく療養生活を送れるように、訪問看護ステーションや病院等の看護師等が訪問し、看護ケアを提供し、療養生活を支援します。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから

20分未満、早朝夜間深夜	3,140円
30分未満	4,710円
30分以上1時間未満	8,230円
1時間以上90分未満	11,280円
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士の場合	2,940円

病院または診療所から

20分未満	2,660円
30分未満	3,990円
30分以上1時間未満	5,740円
1時間以上90分未満	8,440円

居宅療養管理指導

通院困難な利用者の家庭を医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、心身の状況や置かれている環境等を把握して、療養上の管理・指導・助言等を行うことにより、利用者の療養生活の向上を図ります。

■サービス費用のめやす(在宅の利用者に対して行う場合)

・医師が行う場合	5,150円/回(1ヶ月に2回まで)
・歯科医師が行う場合	5,170円/回(1ヶ月に2回まで)
・医療機関の薬剤師が行う場合	5,660円/回(1ヶ月に2回まで)
・薬局の薬剤師が行う場合	5,180円/回(1ヶ月に4回まで)
・管理栄養士が行う場合	5,450円/回(1ヶ月に2回まで)
・歯科衛生士等が行う場合	3,620円/回(1ヶ月に4回まで)

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

通院してリハビリを受けることが困難な方に対して、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などが自宅に訪問し、介護予防を目的に、それぞれの状況に応じた訓練や精神的サポートなどのリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす 2,980円/回

介護予防訪問看護

病気や障がいを持った方が住み慣れたご家庭で、その方らしく療養生活を送れるように、訪問看護ステーションや病院等の看護師等が訪問し、看護ケアを提供し、自立への援助を促し療養生活を支援します。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから

20分未満、早朝夜間深夜	3,030円
30分未満	4,510円
30分以上1時間未満	7,940円
1時間以上90分未満	10,900円
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士の場合	2,840円

病院または診療所から

20分未満	2,560円
30分未満	3,820円
30分以上1時間未満	5,530円
1時間以上90分未満	8,140円

介護予防居宅療養管理指導

通院困難な利用者の家庭を医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、心身の状況や置かれている環境等を把握して、療養上の管理・指導・助言等を行うことにより、介護予防を目的として利用者の療養生活の向上を図ります。

介護保険のし

介護サービス

在宅サービス

施設サービス

地域密着型サービス

総合事業

費用負担軽減

地域包括支援センター

介護保険料

介護保険Q&A

要介護1～5の方

通所介護(デイサービス)

日帰り介護施設(デイサービスセンター)等へ通い、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。通常送迎バスでの送り迎えがあり、施設ではレクリエーションの時間などが設けられています。

- 18人以下の事業所については「地域密着型サービス」(P21)に記載しています。

■サービス費用のめやす

7時間以上8時間未満(送迎を含む)

要介護1	6,580円/日
要介護2	7,770円/日
要介護3	9,000円/日
要介護4	10,230円/日
要介護5	11,480円/日

要介護1～5の方

通所リハビリテーション

病院、診療所および介護老人保健施設などの指定通所リハビリ事業所に通い、機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための、理学療法・作業療法・言語療法等の機能訓練(リハビリテーション)を受けます。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合

7時間以上8時間未満(送迎を含む)

要介護1	7,620円/日
要介護2	9,030円/日
要介護3	10,460円/日
要介護4	12,150円/日
要介護5	13,790円/日

要支援1・2の方

介護予防通所リハビリテーション

介護予防を目的として、病院、診療所および介護老人保健施設などの指定通所リハビリ事業所に通い、機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための、理学療法・作業療法・言語療法等の機能訓練(リハビリテーション)を受けます。

■サービス費用のめやす

(月単位の定額)

共通的服务(送迎・入浴を含む)

要支援1	22,680円/月
要支援2	42,280円/月

選択的サービス(主なもの)

栄養改善	2,000円/月
口腔機能向上(Ⅰ)	1,500円/月
口腔機能向上(Ⅱ)	1,600円/月
一体的サービス	4,800円/月



要介護2～5の方

福祉用具貸与

心身の機能が低下した方が出来る限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、自立支援や介護負担を軽減するための福祉用具を貸し出しします。

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり(工事をとみなわないもの)
- スロープ(工事をとみなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く)
- 特殊寝台付属品の介助用ベルト
- 特殊尿器
- 自動排せつ処理装置

(原則として要介護4、5の方が対象です。)

次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門員の提案を受け、利用者の意思で購入することができます。

- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

■サービス費用のめやす

- ・レンタル料金の1割、2割または3割を負担します。
- ・月々の「在宅サービス」支給限度額の範囲内で利用します。

【貸し出しの際の商品説明について】

事業者から、全国平均貸与価格と、その事業者の貸与価格、両方の説明を受けられます。

要介護1の方

要支援1・2の方

介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した方が出来る限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、自立支援や介護負担の軽減など介護予防を目的に福祉用具を貸し出しします。

貸し出しができる福祉用具が限定されます。

- 手すり(工事をとみなわないもの)
- スロープ(工事をとみなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 特殊尿器



介護保険のし

介護サービス

在宅サービス

施設サービス

地域密着型サービス

総合事業

費用負担軽減

地域包括支援センター

介護保険料

介護保険Q&A

要介護1～5の方

要支援1・2の方

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

居宅で介護を受けている方が、「排せつ」や「入浴」などに使用する貸与になじまない福祉用具(特定福祉用具)を購入した場合に、購入費の一部を支給します。(施設・病院等に入所(入院)されている方は対象になりません。)

◎対象となる特定福祉用具の購入費用の上限

福祉用具購入費の支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限は、要介護度にかかわらず同一年度に10万円までです。

購入費用の合計が同一年度内で10万円に達するまでは、福祉用具購入費の支給が受けられますが、過去に同じ用途の特定福祉用具を購入している場合は、原則として支給の対象になりません。

- 腰掛け便座
- 特殊尿器、自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助つえ

事前に指定された事業所で販売される特定(介護予防)福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。また、福祉用具購入においては、購入の必要性やモニタリングなどについて、福祉用具専門相談員がアドバイスをを行います。

要介護1～5の方

要支援1・2の方

居宅介護(予防)住宅改修費支給

生活環境を整えるための手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、要介護度に関係なく、改修費用の上限を20万円として、その費用の9割、8割または7割を支給します。

◎利用にあたっての注意

支給を受けるためには、事前の申請が必要です。

必ず改修前に、地域包括支援センターやケアマネジャー等にご相談ください。

◎介護保険の対象となる改修

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床
又は通路面の材料の変更
- ④引き戸への扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥上記①～⑤の各工事に付帯して必要と認められる工事



◎手続きの流れ(事前申請が必要です)

ケアマネジャーなどに相談



複数の施工事業者の選択・見積り依頼



市区町村へ事前に申請



工事を始める前に必要な書類を提出します。

工事の実施・完了／支払い



市区町村から承認されたら工事を行い、施工業者に代金を支払います。

市区町村へ支給申請書・領収書などを提出

【注意事項】

1. 対象となる住宅は住民票に記載されている住所の住宅です。
2. 介護施設や病院などに入所・入院されている方は利用できませんが、退所・退院日が決まっている方は利用できますので、工事着手前にケアマネジャーや契約しているケアマネジャーがいない場合は高齢福祉課にご相談ください。
3. 新築・建替えの場合は、支給対象になりません。

短期入所する

要介護1～5の方

短期入所生活介護
(短期入所療養介護)

特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。医療的にみて治療や療養等が必要な方は、老人保健施設や療養施設に短期入所する短期入所療養介護も利用できます。

■サービス費用のめやす(1日)

短期入所生活介護

併設型・多床室介護老人福祉施設の利用

要介護1	6,030円/日
要介護2	6,720円/日
要介護3	7,450円/日
要介護4	8,150円/日
要介護5	8,840円/日

短期入所療養介護

多床室介護老人保健施設の利用

要介護1	8,300円/日
要介護2	8,800円/日
要介護3	9,440円/日
要介護4	9,970円/日
要介護5	10,520円/日

(居住費・食費等を除く)

要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護
(介護予防短期入所療養介護)

介護予防を目的として特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。医療的にみて治療や療養等が必要な方は、老人保健施設や療養施設に短期入所する短期入所療養介護も利用できます。

■サービス費用のめやす(1日)

介護予防短期入所生活介護

併設型・多床室介護老人福祉施設の利用

要支援1	4,510円/日
要支援2	5,610円/日

介護予防短期入所療養介護

多床室介護老人保健施設の利用

要支援1	6,130円/日
要支援2	7,740円/日

(居住費・食費等を除く)

要介護1～5の方

特定施設入居者生活介護

特定施設の指定を受けた介護付有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)、介護サービス付高齢者向け住宅の入居者は、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを受けられます。

■サービス費用のめやす(1日)

要介護1	5,420円/日
要介護2	6,090円/日
要介護3	6,790円/日
要介護4	7,440円/日
要介護5	8,130円/日

(居住費・食費等を除く)

要支援1・2の方

介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防を目的として特定施設の指定を受けた介護付有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)、介護サービス付高齢者向け住宅の入居者は、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを受けられます。

■サービス費用のめやす(1日)

要支援1	1,830円/日
要支援2	3,130円/日

(居住費・食費等を除く)

在宅に近い暮らしをする

介護保険のし

介護サービス

在宅サービス

施設サービス

地域密着型サービス

総合事業

費用支払い負担額軽減

地域包括支援センター

介護保険料

介護保険QA